

5 令和6年度事業のまとめ

5－1	令和6年度教育行政基本方針と重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・	36
5－2	令和6年度中央公民館の目標と主な施策・・・・・・・・・・・・・・・・	38
5－3	令和6年度春日部市公民館運営審議会の記録・・・・・・・・・・・・	40
5－4	令和6年度公民館の概要・事業報告	
	中 央 公 民 館・・・・・・・・・・・・・・・・	41
	粕壁地区公民館・粕壁南公民館・・・・・・・・	61
	内牧地区公民館・内牧南公民館・・・・・・・・	81
	豊春地区公民館・豊春第二公民館・・・・・・・・	101
	武里地区公民館・武里東公民館・・・・・・・・	129
	幸松地区公民館・幸松第二公民館・・・・・・・・	151
	豊野地区公民館・藤塚公民館・・・・・・・・	173
	武里南地区公民館・武里大枝公民館・・・・・・・・	193
	庄和地区公民館・庄和南公民館・・・・・・・・	213
	各公民館の事業一覧・・・・・・・・・・・・	233

5-1 令和6年度教育行政の基本方針と重点施策

基本方針

本市は、令和4年度に策定した「第2次春日部市総合振興計画後期基本計画」に基づき、市の将来像である「つながる にぎわう すまいるシティ 春日部」を実現するための事業を推進しているところである。

教育委員会においては、第2次春日部市総合振興計画後期基本計画における2つの基本目標「子どもが幸せに育ち、生きる力をはぐくむまち」及び、「市民が主役となって活躍し、生きがいを持てるまち」を実現するため、必要な施策を総合的かつ横断的に推進するものである。

ところで、国際社会に目を向けると、平成27年9月に国連サミットにおいて「持続可能な開発目標」、いわゆるSDGsが全会一致で採択されている。持続可能な開発目標（以下SDGs）には、令和12年を期限とする包括的な17のゴールと細分化した169のターゲットが設定されており、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むこととしている。これを受け、本市においても令和元年9月に「春日部市SDGs推進方針」を策定し、SDGsは本市の将来像である第2次春日部市総合振興計画による取組と方向や立場を同じくするものであることを確認している。教育委員会においても同様に、SDGsの視点を含めながら、必要な施策を推進していくものである。

また、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の位置づけが第5類に移行した。教育委員会においては、引き続き感染状況や、国・県等の動向を注視しながら、コロナ禍前の良き教育活動を発展的に取り戻していく必要がある。

学校教育では、知・徳・体のバランスのとれた児童生徒を育成するために、児童生徒一人ひとりの個性を生かす教育を推進する。そのために、基礎学力の定着及び向上や豊かな心の育成、心身の健康づくりの推進に向け、教職員の資質向上や教育環境の充実を図る。

社会教育では、地域社会の発展を目指し、社会状況の変化に対応した学習機会の提供、学習活動の支援と学習環境の充実に努める。また、青少年の健全育成の活動を促進するとともに、家庭、地域の連帯感の醸成に取り組み、家庭と地域の教育力の向上を図る。

さらに、文化・芸術活動の振興を図るとともに、史跡神明貝塚を含めた市内の多様な文化遺産の保存と活用、市史の編さんを進めるほか、地域の伝統文化の育成や継承、情報発信に努める。

生涯学習では、市民の活動が広範多岐に及ぶことから、教育領域のみならず、全庁的に取り組むとともに、民間の活動等との連携を図るなど、第2次春日部市生涯学習推進計画に基づく多様な振興施策を推進する。

スポーツ・レクリエーションでは、だれもが生涯を通じてスポーツ・レクリエーションに参加できる機会の提供、活動を支援する体制づくりを推進する。

重点施策

1 学校教育の充実

「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」など、未来を切り拓くことのできる「生きる力」を一層確実に育成することをねらいとした学校教育を充実させる。そのために、教職員の資質向上等による教育内容の充実や安心・安全な教育環境づくり、地域と連携した特色ある教育活動の推進を通して、地域に根ざした魅力ある学校づくりを推進する。さらに、本市独自の学校教育プランである「かすかべっ子 はぐくみプラン」の取組を一層推進し、児童生徒一人ひとりのよさを伸ばす指導を行う。

また、春日部市いじめ防止条例及び春日部市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処を組織的・計画的かつ迅速に行う。

2 学校施設の整備・充実

学校施設は、昭和40年代から50年代にかけて建設されたものが多く、トイレについては、建設当時に主流であった和式便器が中心となっているのが現状である。

現在の家庭での設備環境及び社会的な生活様式を考慮し、児童生徒の学校環境の改善を図るため、トイレ改修事業を継続する。

また、多くの学校施設は、経年による老朽化や機能低下が進んでいることから学校施設の長寿命化改修工事等を推進する。

避難所となる小・中・義務教育学校の体育館の環境改善を図るため、空調設備及びスロープなどの設置を行う。

さらに、老朽化する学校プールへの対応として、学校の水泳授業のほか、市民も利用できる温水プール（学校教育優先）の整備を目指す。

3 社会教育の充実

市民一人ひとりが学んだ力を地域の中で生かせる生涯学習社会の構築を進めるため、学習課題に対応した多様な学習機会の提供、学校教育等との連携拡充、市民との協働の推進、社会教育関係団体の支援、社会教育関連施設の整備充実を図るなど、社会教育の充実に努める。

4 文化・芸術の振興

文化・芸術に触れる機会の充実に努めるとともに、文化・芸術団体の育成及び活動支援や情報提供の充実に努める。

また、「春日部市文化財保存活用地域計画」に基づき、地域の伝統文化の継承者の育成を図るとともに、文化遺産の調査や市史による郷土の歴史の紹介、郷土資料館の展示など、史跡神明貝塚を含めた多様な文化遺産の保存と活用を促進する。

さらに、文化・芸術の鑑賞と発表の場である市民文化会館については、利用者への助言や広報の支援などの利用者サービスの充実に努めるとともに会館施設設備等の維持補修を行う。

5 青少年教育の充実

青少年活動の充実に努めるとともに、関係機関・団体との連携の強化や、青少年団体の活動の支援、思いやりと創造性豊かな青少年を育む地域社会づくりを推進する。

また、地域の方々の協力を得て、さまざまな体験活動や交流活動を行い、子どもたちの心豊かな育みにつながる学習機会や情報を提供し、家庭教育の支援体制を充実させ、家庭と地域の教育力の向上に努める。

6 スポーツ・レクリエーションの推進

スポーツ・レクリエーションを楽しめるまちをつくるために、多様なレベルで楽しむことができるスポーツ・レクリエーションを普及するとともに、さまざまなスポーツイベントを開催することにより、市民の交流機会の拡大を推進する。

また、春日部市体育施設整備基本計画に基づき体育施設の維持管理及び総合体育施設の段階的整備の推進に努める。

7 人権教育・啓発の推進

すべての人の人権が尊重され、人々が平和で豊かな生活を営む社会を実現するため、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、アイヌの人々、HIV（エイズウイルス）等の感染者等、犯罪被害者、北朝鮮拉致被害者、刑を終え出所した人、LGBT等の性的少数者、ホームレスなど、さまざまな人権問題があることを踏まえて、人権問題の解消に向けた教育・啓発活動を行い、人権尊重意識の高揚を図る。

参考資料(SDGsの17の目標)



5－2 令和6年度中央公民館の目標と主な施策

1 目標

公民館は、市民の実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民の教養の向上、健康の増進、情操を養うことを図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としている。

公民館の持つ基本的役割である「つどう」「まなぶ」「むすぶ」「つくる」「さがす」を果たすために、春日部市内各地域の歴史や特徴を踏まえつつ、住民の連携、学習活動の推進を図り、地域文化の創造と、人々のふれあいによる地域社会の醸成、自治意識の向上を目指す。そのため、学習内容の充実を図り、市民の多様な学習要求に応じていくとともに、市民との連携を図る事業を実施する。

また、中央公民館と地区公民館との連携により、効率的かつ効果的な事業を遂行していく。

《中央公民館の役割》

地区公民館の統括と連絡調整を行い、その事業は市全域を対象とした広域的なものとし、細分化された学習要求にも応えるものとする。また、試験的な事業や運営についての研究を行う。さらに地区公民館と協力しながら公民館全体の事業効果の向上を図るものとする。

《地区公民館の役割》

それぞれの地域を主な対象とし、地域住民の身近な学習要求に応え、地域の特色を生かし、地域に根ざした事業を展開することによって、地域文化の向上と地域住民の交流及び学習意欲の醸成を図る。また、中央公民館及び各地区公民館との連携・協力を図り、活力ある地域づくりを目指すこととする。



2 主な施策

(1) 中央公民館体制の整備

市民の多様化・高度化する学習要求に応えるため、中央公民館を中心に、各公民館同士が協力・連携し、さまざまな課題に対して迅速に対応できる体制の整備を図る。

市民の主体的な学習活動を支援するため、学習情報を受信・発信する拠点としての機能を充実する。

各地域においては、それぞれの地域文化を尊重し、地域の状況に即した公民館の運営を図る。

(2) 市民の学習活動の支援・促進

① 市民の自主的な学習活動を支援・促進するため、フリースペースの活用、学習情報の収集・提供、学習相談などを強化・推進する。その他、市民センターの開設により、新たに小・中学生および高校生などを対象とした学習スペースを設置し、支援を図る。

- ② クラブ・サークルの学習活動を支援するため、研修の機会、団体の運営及び活動の相談など支援体制の充実を図る。
- ③ 現代的課題に即した学習活動を支援・促進するため、関係各機関との情報交換や連携体制の充実を図る。
- ④ インターネットを活用した情報化の充実を図り、公民館からの情報発信を魅力あるものとする。
- ⑤ 地域の特徴を生かしながら、デジタルデバイドの解消その他、実際生活に即した教育など各種事業の展開を図るとともに、関係団体、クラブ・サークル、自治会などの交流・連携を支援し、地域づくり、地域コミュニティの活性化につながる学習活動・コミュニティ活動をサポートする。

(3) 学習機会の充実

- ① 市民の学習要求、また生涯各期の学習課題に応じた多種多様な学級・講座・イベントなどを実施し、学習機会の充実を図る。
- ② 市民の学習要求を反映した事業を実施するため、事業の企画段階からの市民参加を促進する。また、指導者やボランティアを発掘・育成し、さまざまな事業に地域の人材を活用した学習機会を創造する。
- ③ 家庭教育に関する学習や交流の機会を拡充するとともに、各種団体との協力のもと、家庭・地域の教育力の向上、世代間の交流が図れる事業を展開する。
- ④ 学習活動で得た知識、成果を地域で生かすとともに、適切に評価される仕組みづくりを調査研究する。
- ⑤ 災害時には、地域で助け合う共助の活動が非常に重要であることから、地域の防災力を高めるために防災講座や、防災マップづくりといった様々な防災啓発活動を行う。

(4) 公民館施設の整備充実

公民館は災害時における防災拠点であることから、公民館事業の円滑な遂行並びに市民が安全に学習・交流活動を行えるよう、施設・設備の計画的な整備及び維持管理に努める。

(5) 地区センターとの連携

市内8地区に設置された地区センターと連携を図ることにより、より一層の公民館機能の充実を図る。

5-3 令和6年度春日部市公民館運営審議会の記録

春日部市公民館運営審議会（任期：令和5年6月1日～令和7年5月31日）

木 田 真貴子（学校教育関係者）
 柳 田 敏 夫（学校教育関係者）
 石 垣 麻 利（社会教育関係者） 令和6年6月30日まで
 藤 原 久 美（社会教育関係者） 令和6年7月1日から
 田 中 良 司（社会教育関係者）
 本 田 幸 子（社会教育関係者）
 金 子 芳 代（社会教育関係者）
 小 林 久美恵（家庭教育関係者）
 白 石 昌 三（学識経験者）
 森 義 久（学識経験者）
 鈴 木 郁 夫（学識経験者）
 金 重 一 夫（学識経験者）
 高 崎 光 英（学識経験者）
 高 橋 一 男（学識経験者） 令和6年6月30日まで
 中 村 勝 見（学識経験者） 令和6年7月1日から
 谷 口 正 憲（学識経験者）
 渡 邊 正 弘（学識経験者）

回	期日	審議内容	出席者
1	令和6年 7月11日 (木曜日) 午前10時00分 ～ 午前11時20分	議事 令和6年度の目標と主な施策等について 報告事項 令和5年度事業報告について 令和6年度前期事業報告について 他の付属機関への選出について その他	委員13人
2	令和6年 12月19日 (木曜日) 午前10時00分 ～ 午前11時30分	議事 令和6年度後期事業計画（案）について 報告事項 令和6年度前期事業報告について 春日部市民センターの利用状況について その他	委員11人
3	令和7年 3月27日 (木曜日) 午前10時00分 ～ 午前11時15分	議事 令和7年度 主な事業計画（案） について 報告事項 令和6年度後期事業報告について 各公民館利用者からのご意見・ご要望について 春日部市民センターの利用状況について その他	委員10人